

## 建設常任委員会先進地視察研修報告書

- 期 日 平成27年8月11日（火）～8月12日（水）
- 視 察 先 石川県金沢市、富山県高岡市
- 参 加 者 委員7名、随員1名 合計8名
- 視察地概要

### 【 金 沢 市 】

- 人 口 464,237人
- 面 積 468.64平方キロメートル
- 視察事項 『金沢方式無電柱化の推進に向けた取り組みについて』

#### （金沢方式無電柱化の取り組みについて）

昭和61年から美しい景観の創出や安全で快適な歩行空間の確保等を目的として、幹線道路や文化的景観地区、商業地区等を中心に無電柱化整備が行われてきた。平成21年1月に全国第1号の「歴史都市」に認定されたこと等を踏まえて、金沢のまちなみの特徴を生かし、様々な整備手法を取り入れた「金沢方式無電柱化推進実施計画」を策定し、まちなか区域860haを無電柱化促進区域として位置づけ、重点的に整備を進めてきた。

#### （無電柱化の手法）

- 完全地中化方式 ～従来からの方式～
- ソフト地中化（柱状型機器） ～地上に機器を置かない手法～
- 裏配線・脇道配線 ～最も低コストな手法～
- 軒下配線（壁面配線） ～歴史的まちなみなどに効果的～
- 既存ストック活用 ～地中の資源を有効活用～
- 浅層埋設（小型トラフ方式） ～施設をコンパクトにして費用削減～

#### （無電柱化の効果等）

##### 「良好な景観の創出」

- メリット
  - 電線類が無くなり、まちなみが美しくなる。
  - 歴史的なまちなみの強調、特徴的な景観創出の基盤となる。

- デメリット
  - 地上機器の設置が必要となり、景観の阻害や通行の障害となる場合もある。

#### 「安全・安心な道づくり」

- メリット
  - 歩道が広く利用できるため、通行空間としての機能が向上する。
  - 美しいまちなみは軽犯罪の防止にもつながる。
- デメリット
  - 幅の狭い道では電柱が速度抑制を促していた側面もあり、自動車等の走行速度がアップする場合がある。
  - 地上機器によって見通しが悪くなる場合もある。

#### 「災害時の被害軽減」

- メリット
  - 災害時に電柱の倒壊、電線の垂れ下がりという危険性が少なくなり、緊急車両の通行や作業性も向上する。
- デメリット
  - 被害にあった場合、仮復旧のため仮電柱が必要になることもある。

#### (推進にあたっての課題)

- 住民や関係業者及び関係機関との合意が必須であり、合意形成までのプロセスが長い。
- コストが高く費用負担が大きい。
- 計画路線を一度に工事できないため、長期間の工事となる。

#### (主な所感等)

- 歴史的まちなみを強調し、観光・商店街の活性化に繋がることや災害時の被害軽減等を図ることができると感じた。本市でも伝建地区における歴史的な建造物をより生かすことができると考えられる。
- メリット・デメリットを踏まえ、必要性について地域住民としっかり議論することが重要である。
- 本市でも重伝建地区や観光客の散策道など重点整備路線を選定し、整備していく必要があると感じた。
- ワークショップなど市民等に分かりやすい説明を行う工夫が必要。

## 【高岡市】

- 人口 175,061人
- 面積 209.42平方キロメートル
- 調査事項 『定住促進支援の取り組みについて』

(定住促進支援の取り組みについて)

### 1. まちなか居住推進総合対策事業

高岡市の人口は年々減少しており、特に「まちなか」区域においてその傾向が著しく、空洞化と活力低下が懸念されるため、居住人口の増加を図る必要がある。居住環境の改善を通じて居住人口の増加を図り、高岡市の魅力や活力に満ちたまちづくりの推進を目的とし、平成19年度から実施している。

「まちなか住宅取得支援事業」

- 一戸建て住宅の新築（補助金限度額100万円）
  - 補助額：住宅ローンの5%（建築費以下分）
- 建売住宅、分譲マンションの購入（補助金限度額100万円）
  - 補助額：住宅ローンの5%（購入費以下分）
- 中古住宅の購入（補助金限度額50万円）
  - 補助額：購入費の5%
- 中古マンションの購入（補助金限度額50万円）
  - 補助額：住宅ローンの5%（購入費以下分）
- 隣接土地の購入（1件あたり30万円）
  - 補助額：30万円
- 隣接建築物の除却（補助金限度額50万円）
  - 補助額：対象事業費の1/2（隣接土地の購入と重複申請） など

### 2. 定住促進住宅団地支援事業

公的な住宅団地開発ではなく、民間活力による開発を支援する施策として平成13年度から実施している。優良な住宅団地を指定し、その指定団地内の土地購入者に対して土地取得費用の一部を助成することにより、良好な住宅団地形成及び定住促進を図る。

#### 「指定の対象となる定住促進住宅団地」

- 開発行為の基準を満たす3,000㎡以上の都市計画区域内にある住宅団地（1㎡当たり3,300円、限度額70万円）
  - 分譲する区画の平均面積及び総区画数の半数以上の1区画当たりの宅地面積が200㎡以上
  - 分譲する区画の最低面積が180㎡以上
- 開発行為の基準を満たす1,000㎡以上の市街化区域内にある住宅団地（1㎡当たり3,300円、限度額50万円）
  - 分譲する区画の1区画当たり宅地面積が150㎡以上
  - 開発行為の工事により開発区域内に新たな道路を設置

#### 「助成要件」

- 団地指定日から3年以内を取得した土地であること
- 取得後、3年以内に住宅を建築し居住すること
- 取得した区画の面積が150㎡以上であること
- 税の滞納がないこと など

### 3. 新婚家庭のための住宅増改築等資金利子補給事業

若者の転入・定住促進の具体的施策の1つとして、平成5年度から実施している。新婚夫婦が居住の用に供する住宅の新築等のために借り入れた資金に対し、利子補給を行うことにより、定住及び流入を図る。

#### 「助成対象者」

- 結婚を機に居住用住宅の新築（購入を含む）、増改築、改造、マンションや中古住宅の購入のために資金を借り入れた人
- 市内に住んでいるか住もうとする人で、結婚を3年以内に予定している人、または結婚後5年を経過していない人

#### 「利子補給金額」

- 借入金のうち、400万円を限度に年率1%の利子相当額  
※毎年12月末現在の借入残高を算定基礎額とし、年間4万円が上限

#### 「利子補給回数」

- 金融機関から借り入れた年の12月末の借入残高に対するものを初回とし、最長5年で5回

#### (今後の課題)

- まちなか区域でも空き家が増加しているが、新築に比べ中古住宅購入の支援メニューがあまり活用されていないため、空き家の利活用促進を図る必要がある。
- 子育て世帯や若者をターゲットとした支援のあり方を検討する必要がある。
- 県外からの転入者を増加させるために、上乘せ支援等の検討をする必要がある。
- 最近は低金利の状態が続いており、利子補給の効果を再検証しなくてはならない。
- 「結婚」に限定している事業については、他市町村からの転入等を要件とはしていないため、より効果的な事業となるよう検討が必要。

#### (主な所感等)

- ライフスタイルの変化に応じた新たな生活空間としての中心市街地を再構築するため、各種事業の展開により成果が出ていると感じた。
- 本市独自の特徴を踏まえ、まちなかでの良好な住宅建設・取得の支援、中心市街地の土地利用を見直す取り組みが必要であると感じた。
- 高岡市では中心市街地活性化を狙いとする取り組みが早くからスタートしている。国の施策を待つのではなく、先を見越した問題提起をしていくことが大切であると感じた。
- 各地域での実情を踏まえながら、どのように人を呼び定住していただくか、定住促進支援対策を検討しなければならないと感じた。